

子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金交付要綱

令和元年8月21日
福祉保健部こども政策課

(趣旨)

第1条 県は、子育て支援の観点から、子育てに優しい職場環境づくりに取り組む企業等を応援するため、予算で定めるところにより、補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象企業等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる企業等は、子育てに優しい働き方改革応援事業実施要領（令和元年8月21日こども政策課定め。以下、「実施要領」という。）第4条及び次の各号の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) 法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険等に参加する義務がある場合にはそれらに参加していること。
- (5) 労働関係法規等の法令に違反していないこと。
- (6) その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(補助対象経費及び補助率等)

第3条 第1条の補助金の交付対象となる経費及びそれについての補助率等は、次のとおりとし、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業区分	補助対象経費	補助率等
育児休業等促進事業	実施要領第3条の表において、左記の事業区分の取組内容①～⑤を導入するために必要となる就業規則等の改正に係る社会保険労務士等の活用に要する経費	左記経費の10/10以内。 ただし、10万円を上限とする (顧問契約を結んでいる社会保険労務士等を活用する場合は一律5万円)。

家事・育児支援事業	<p>①家事代行サービス利用支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員が妊娠や子育て支援のために利用した家事代行サービス費用に対する助成に要する経費 ・①を実施するために必要な就業規則等の改正に要する経費 <p>②育児講座（男性・子育て世帯向け）の開催</p> <p>上記講座等の開催に必要となる次の経費。</p> <p>人件費（※1）、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、材料費、役務費、会場使用料、機器リース料、備品購入費（※2）、委託料、その他取組の実施に直接必要となる経費（※3）。</p> <p>※1 人件費は、取組実施に当たって新たに必要となるアルバイト等の人件費とする。</p> <p>※2 備品購入費は、形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円以上のものの購入に要する経費とする。</p> <p>※3 食糧費、参加者に対する景品代その他これらに類するものは、補助対象経費としない。</p>	左記経費の10/10以内。 ただし、10万円を上限とする (顧問契約を結んでいる社会保険労務士等を活用する場合は一律5万円)。
キッズスペース整備事業	<p>企業内に従業員の子どもを預かれるキッズスペースの設置に要する次の経費</p> <p>工事費、備品購入費（※）、その他取組の実施に直接必要な経費</p> <p>※ 備品購入費は、形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円以上のものの購入に要する経費とする。</p>	左記経費の10/10以内。 ただし、30万円を上限とする。
自由提案事業	<p>子育てに優しい職場づくりに係る取組の実施に要する次の経費</p> <p>人件費（※1）、講師謝金・旅費、消耗品費、印刷製本費、教育研修費、広告宣伝費、出展費、ホームページ作成費、求人媒体作成費、役務費、会場使用料、備品購入費（※2）、委託料、その他取組の実施に直接必要な経費（※3）</p> <p>※1 人件費は、取組実施に当たって新たに必要となるアルバイト等の人件費とする。</p> <p>※2 備品購入費は、形状及び性質を変えることなく比較的長期間の使用又は保存に耐えうるもので1品の取得価格又は取得見積価格が5万円以上のものの購入に要する経費とする。</p> <p>※3 食糧費、参加者に対する景品代その他これら</p>	左記経費の10/10以内。 ただし、30万円を上限とする。

	に類するものは、補助対象経費としない。	
--	---------------------	--

※他団体からの当該取組に係る補助金等や講座等への参加者からの徴収金がある場合は、当該金額相当分を対象経費から控除するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない者については、この限りでない。

(申請書に添付すべき書類)

第5条 規則第3条第1号、第2号及び第4号の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類及びその様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 収支予算書（別記様式第2号）
- (3) 第2条第1号に係る納税証明書
- (4) 第2条第2号に係る個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第3号）
- (5) 第2条第3号から第5号までに係る誓約書（別記様式第4号）
- (6) その他交付申請に必要な書類（実施要領第7条に定めるもの）

(申請の取下げのできる期間)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から10日を経過した日とする。

(軽微な変更の範囲)

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、補助金額の変更を伴わない範囲での補助対象経費の増額又は補助対象経費の50%以内の減額とする。

(補助金の交付方法)

第8条 この補助金は、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までにしなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第1号）
- (2) 収支決算書（別記様式第2号）
- (3) その他実績報告に必要な書類（実施要領第7条に定めるもの）

2 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

3 第4条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした各事業主体にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により

速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 規則第21条第1項ただし書の規定により知事の定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数の期間とし、同項第2号及び第3号の規定により知事の定める財産は、取得価格5万円以上の器具及び備品とする。

(書類の提出部数)

第11条 規則又はこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行し、令和元年度の予算に係る子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月3日から施行し、令和2年度の予算に係る子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金から適用する。

3 経費の配分

(単位：円)

取組内容	総事業費 (A)	補助対象経費 (B+C)	負担内訳		備考
			県費補助金 (B)	その他 (C)	

※県費補助金（B）が第3条の表で定める上限額を上回る場合、同欄には補助上限額を記入してください。

※その他（C）には、自主財源に加えて、他団体からの当該取組に係る補助金等相当分や講座等への参加者からの徴収金相当分など、対象経費から控除すべき額を記載してください。

4 事業実施（予定）期間

年 月 日 ～ 年 月 日

収支予算（決算）書

企業等の名称 _____

収 入 (単位：円)

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
県補助金				
自主財源				
その他				
合 計				

支 出 (単位：円)

区 分	予算額	精算額	増 減	備 考
子育てに優しい働き方改革 応援事業				
合 計				

※備考欄には金額の積算内訳を記入してください。また、積算内訳の根拠となる領収書等（実施要領第7条に定めるもの）を添付してください。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所
氏 名 印
(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

特別徴収実施確認・開始誓約書

チェック欄（いずれかに該当する項目□にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

6か月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください。

上記市町村の特別徴収義務者指定番号：

※ 各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印を受けてください。

(3) 開始誓約

当事業所は、年 月から、従業員等の個人住民税について特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市（町・村）確認印

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

フリガナ

氏 名

印

（法人にあつてはその名称及び代表者の氏名）

生年月日

年 月 日（性別）

誓 約 書

私は、○○年度子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

※チェック欄（誓約の場合、□にチェックを入れてください。）

自己及び本事業実施主体の構成員・役員等は、次のアからウまでのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

自己及び本事業実施主体は、法令に基づき、雇用保険、労働災害保険、健康保険、厚生年金保険等に参加する義務がある場合にはそれらに参加しています。

自己及び本事業実施主体は、労働関係法規等の法令に違反していません。

年 月 日

宮崎県知事 ○○ ○○ 殿

住 所

氏 名

印

（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）

○年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

○年○月○日付け — により交付決定通知のあった子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金について、子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（○年○月○日付け — による確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(参考様式1)

年 月 日

宮崎県知事 殿

企業等の所在地
企業等の名称
代表者氏名 印

年度子育てに優しい働き方改革応援事業補助金交付申請書

子育てに優しい働き方改革応援事業費補助金交付要綱に基づく令和 年度子育てに優しい働き方改革応援事業補助金については、 円を交付されるよう補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号）第3条の規定により、関係書類を添えて申請する。

(添付書類)

- 1 事業計画書（様式第1号）
- 2 収支予算書（様式第2号）
- 3 納税証明書（県税の課税額が0円の場合は、それが分かる資料）
- 4 特別徴収実施確認・開始誓約書（様式第3号）
- 5 誓約書（様式第4号）
- 6 その他交付申請に必要な書類（実施要領第7条関係）

(参考様式2)

年 月 日

宮崎県知事 殿

企業等の所在地
企業等の名称
代表者氏名 印

年度子育てに優しい働き方改革応援事業補助金実績報告書

年 月 日付 ー で交付決定のあった 年度子育て
に優しい働き方改革応援事業補助金については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎
県規則第49号）第14条の規定により、その実績を関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 事業実績書（様式第1号）
- 2 収支決算書（様式第2号）
- 3 その他実績報告に必要な書類（実施要領第7条関係）